

滋賀県環境影響評価審査会議事録

1. 日時 平成 25 年 7 月 30 日（火） 15:00～16:00
 2. 場所 大津市環境美化センター会議室
 3. 議題 大津市環境美化センター改築事業に係る環境影響評価方法書について
 4. 出席委員 占部会長、諏訪副会長、青野委員、浅見委員、奥村委員、定森委員、樋口委員、山崎委員、遊磨委員、和田委員
 5. 内容 当該事業に係る環境影響評価方法書についての説明および質疑応答
-

[事業者が、方法書の内容を説明]

（会長）ただ今ご説明のありました、本事業の方法書について委員の皆さんから事業者への質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員）まず最初に、この 3 施設が 2 施設になって、その 2 施設もまた北部の更新が続いていくということですので、今後それがどういうかたちで更新されて、クリーンセンターはどうなるのか。

そして 2 施設の運営で、ごみがどのように減量されていって、その 2 施設がまた更新される直前ぐらいまでにはどれぐらいごみを低減することを計画しているのか。

これは実際にはどうなるかは分かりませんが、施設の稼働とごみ減量、そのあたりの長期的なビジョンみたいなものを、ごみ処理基本計画などを参照に最初のところに記載してほしいと思います。準備書では、そのことが書かれることをお願いしたいと思います。

あと、どこにも 4 ha という敷地の面積の記載がないようなので、5 ページの「事業計画地の位置及び立地」のところに書かれていたほうがいいと思います。準備書では記載をしていただければと思います。

（委員）1 2 ページのところ、余熱利用というのが記載してあります。私はそこを見て、「プールはなくなるのだ。発電に変わるのだな。」というふうに思ったのですが、先ほどの説明では、プールは工事に伴い廃止するけども、新たなプールを開設して、新しい焼却施設が稼働しだした時には、余熱利用をプールについても行う、とのことでしたので、この方法書はちょっと言葉足らずかなと思いますので、その辺をもう一度ご検討なさって、準備書の段階ではもう少しはっきりとその辺が分かるようにしていただくのが必要かなと思います。

（会長）事業者のほうから各委員のご指摘に対して、ご回答をお願いします。

(事業者)はじめのご意見についてですけれども、ごみ処理基本計画の下、ごみ減量もしていく計画もございます。それが、この前段の事業計画のほうに反映ができていないということもございますので、これは次回も含めまして詳細に整合性等を書かせていただきたいと思っております。

それと、8ページの線で囲ったところは約4haでありますので、準備書等につきましては、それを書かせていただきたいと思えます。

次、余熱利用の件ですけれども、ご指摘のとおり、12ページには書かれておりませんので、これにつきましては、当初から何とか高効率で発電していこうということで、計画のときには、温水プールはある程度離れるし、余熱利用については、検討中であったために、こういう表現になっていますが、現在地域の方とも協議している中では、「やはり余熱があってはじめて富士見の温水プールだ」というご意見もあり、準備書までにはその計画もはっきりさせていただきたいと思えますので、余熱利用すると発電量がちょっと減ってしまうかなと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

(委員)具体的なお尋ねの仕方をしたいと思うのですが、ピットを新たに設けるといことで、発生した土砂をどうされるのですかということですが、まずその前にこの環境影響評価のところ、この下の地盤がどうなっているのか、地層図のようなものが普通付くと思うのですけれど、それに関する記載がほとんどないので、地下水脈なり、あるいは、もう既に施設は1つ建っているのですんなりに問題はないとは思いますが、念のために横にもう一つ穴を掘って大丈夫かどうか。20mほど掘られるというお話でしたので、それに関するものが大丈夫だということをごちゃんと記載していただきたい。関係するのが139ページの「地盤(安定性)」というところではないかなと思えますが、項目も考えていただきたら。

それと掘った土砂をどうするのかというのが気になっているのですが、149ページのところに廃棄物等に相当すると思うのですけれど、1行目の「建設工事では、土砂を敷地内で極力バランスさせる計画であるが」とありますが、掘った分を一旦どのようにして保管し、その後、今度解体して埋め戻しをしなければならぬので、そのときにどうするのか、現段階での計画で結構ですので、ちゃんと書かれるほうがいいと思えます。

その場合、一時仮置きできるものがこれとこれとか。もし場所が書けないのだったら、「数カ所に分散して仮置きした上で」と書かれてもいいと思うのですが、解体のところまでいれると数年かけて前後するわけですから、そういうことをちゃんと書かれるほうがいいのではないかなと感じました。

(事業者)まず地質調査の件ですけれども、ご指摘のとおり、地質調査は非常に重要であり、もう既にやっておりますので、この分をまた書き込ませていただきます。

その地質に応じて、残土量がまた変わってまいりますので、その辺も一応検討はしてお

りますので、そちらのほうも記載をさせていただくことにいたします。

大体、50m×80mぐらいの面積に対して15mから20mの掘り下げが出てまいりますので、その分の残土量が出てまいります。そちらのほうを場外に搬出いたしまして、埋め戻しに適した土を既存の施設の解体後の埋め立て土に使わせていただきたいという計画は持っておりますので、具体的なものとして今後記載させていただきます。

(委員) 今度、水関係の話をお伺いしたいのですが、今の施設と、新しい施設で、どちらも上水道を水源でされるようなことを書かれているのですが、水量的には使う、使用水量は変わらないのですか。つまりたくさん使ってたくさん公共下水道に流すのであれば、それはそれで何かアセスというほどではないかもしれませんが、このぐらい増えます、との自己評価は必要なのではという気がします。

つまり水質の話もあるのですが、トータルとしてどうなのかということが一方で気になりますよね。総量規制というのは今実質ないのですが、やはり自己管理としては、仮に濃度は半分だけど、3倍流していると計算が合わないではないかというような話になりかねないので、そういうことにならないような説明がどこかに必要なのではないかなと思いました。

今現在、水質的に表面に流れている水だけのことですけれども、公共下水道に対する負荷が軽減されているほうが良いと思うのですが、そういうのが評価されてこそ、本日の環境の問題にタッチしているというふうになるのではないかなと思います。

(事業者) 一応、量の試算ですけれども、上水の使用量はほぼ生活用水ですので、上水としても使う量はほぼ変わらないことの試算が出ております。

それに対しまして、下水道の放流量は、今の施設のほうは極力クローズドシステムということで、炉内に吹いて大気中に蒸発散をしておるということで、これが多くございます。今800度近くで燃焼させたものを200度まで急冷するためにその水を吹いておるので、下水道への放流というのは限られた量しか出していないということになっておるのですが、次の計画におきましては、炉内の噴霧をかなり減らし、下水に放流する量が増えるということになります。大気への水蒸気が減ることとのバランスは、環境面でも考えていかなければいけないのですが、そういう形で今検討しています。

(委員) だとするとトータルとして、この施設から大気中に幾ら出て、幾らがこの公共下水道に流れて、トータルどうなのというような大ざっぱなアセスが必要であって、また、琵琶湖淀川水系には流れていきにくいというようなお話など、そういうところをまとめてうまくアセスされるべきだと思いました。

(会長) それプラス水関係で私も気になっているところですけど、13ページにフロー

図が描いてあります。ごみの流れとか、いろんな流れが描いてあるのですけれど、排水の量の記述が必要なのではないかと。

今度新施設でも排水処理施設は付ける、それで下水放流するものはする、炉内噴霧するものは噴霧するということでしたので、15ページに排水フロー図そのものはあるのですが、これにその量を加えて評価していただきたいということです。

また、新施設が計画されているスペースがある。今度はボイラーを付けられてプラス排水処理も付いて、その分、今の既設の工場の跡地は駐車場と、それからリサイクルした物の置き場になるということだったので、排水処理を含めて今の図のスペースで十分なのか。ここには描かれているのでしょうか。水に関する何点かのご質問をしましたが、お答えをお願いします。

(事業者) 排水処理についてですが、現在の炉が流動床炉から今度はストーカ炉という炉の形式に変わります。そうしますと、燃えた燃え殻を冷やすための灰污水というのが出てまいりまして、その分が今の施設から言いますと増えるのかなと。そしてリサイクルの物も施設が増えますので、その床洗浄とか、排水は確かに増えてまいります。

ただ、リサイクルのほうとかは特に重金属とかの心配はないですので、公共下水道にはそのままほぼ流せると思うのですが、灰污水は公共下水道の受け入れ基準との関係がございまして、そこらは再度検討しまして、はっきり描かせていただくようにさせていただきますと思います。

(会長) スペースについては、そういった排水処理を含んだスペースということでしたか。

(事業者) スペースのほうは十分ございまして、今考えておりますのはプラットホーム、受け入れのところは掘り込みが必要ですので、その下、地下部分に十分設置可能だということで、今の大きな枠の中で十分吸収できるというふうに現時点では考えております。

(会長) 水処理施設を地下部に付けると。

(事業者) その分は下に構造物が何も出てまいりませんので、その部分に設置は可能ですので、今のところはそういうかたちで。こちらの方の土地が風致の制限があり高さ制限としては15mしか建てられないと。上には盛れませんので、下に掘り下げていくしかしようがないということになっています。

今ごみピットが20m、プラントの方は約15mの掘り込みが必要ですが、プラットホーム、パッカー車が入ってくるころの下には掘り込みは必要ございません。その部分の地下部に排水処理施設を設けたいというかたちを今考えております。

(委員) 水とそれから量の関係の話が出ておりますので、2、3お話をさせていただきたいと思います。今、公共用下水のほうに流れる話が出ていますが、ここの公共下水道というのが大津市のもので、合流式なのか、分流式なのか。たぶんそのあたりのところも他の委員がおっしゃっている量のことに関係すると思います。その量の計算をきっちりした上で、雨天時では、同じように下水放流したとしても、合流式であれば雨水も一緒に流入するので、容量を超えて琵琶湖にそのまま出ていくという問題が出てくるわけで、雨水は雨水で、今は下水道、公共用、汚水だとか用水とかは下水道放流なので大丈夫です、と書けるのかどうかというところをもうちょっときっちりと計算した上で、計画を記載されたほうがよろしいのではないかなと思います。

また水質の調査で下流水路2点と書かれてありますが、意味合いとして何の違いを求めてこの2点を選別しているのかが疑問に思っています。この改築をしているときの影響評価を見るのであれば、土砂の仮置き場とか、この場内の計画地から直ちに出るところで、どれだけの負荷を出しているかの測定を中心にして、それで後の一般のアセスで決められているような調査地点を1地点とか入れられるほうが、工事中の濁水問題の負荷に対しての適切な影響の評価というのできるのではないかなと思います。

あと、先ほどの地層図を示されたほうがいいのではとのご意見と一緒にですが、残土を実際に出して埋め戻すことを考えた場合に、136ページの、水質調査計画の造成地の土壌で、粒度試験や沈降試験をされています。ここの調査方法としては、土壌を採取し分析ということで、事業計画地1点と書かれてあって、その1点はその20mのこういった土壌を使って沈降試験をされるのか分かりません。これは大きな問題であって、表層から20mぐらいまで掘れば、土壌の種類は違うわけです。また、それを適正なものだけを埋め戻すということですが、仮置きではどの粒径のもの、こういった地質のものが、場内の仮置き場に置かれるのかということによって、雨天時とか、工事中の濁水問題というものの評価というのは全然違った結果になります。ですので、詳細にどのようなものを仮置き場に置いて、そして最終的に埋め戻す、それとも、残土処分するのかというところも踏まえた計画を策定されることを望みます。

(事業者) 1点目の公共下水の放流、合流、確かにご指摘のとおりですけれども、排水量が、普通の一般の工場から言いましたら、そんなに特別多いわけでもございませんし、今回、焼却施設では灰を冷却する灰汚水というのが、これも循環でできるだけ使いますので、量的にそんなに多くはございません。

リサイクル施設のほうにつきましては、床はその洗浄とかですが、これも水を使って洗浄しますと、次の分別のときに一緒にくっ付いたりして使い物になりませんので、掃除機のようなもので吸い取ることになりますので、その分排水量が多くないということで、そこまで公共用水につきましては検討していないですが、量的なことはもう少し検討しまして書かせていただきたいと思います。

2点目の水質調査地点の考え方ですけども、今、方法書の138ページに図が付いていて、河川の水路を大きく楕円で2カ所囲っております。これは現時点で正確に場所を決めているわけではなくて、おおむねまず2カ所程度をやりたいということを表示しております。

それで、基本的にはご指摘のとおり、事業地からの負荷が一番大きいところをできるだけ狙っていきたいと思いますが、この水路が図面で川のように見えますけども、基本的には排水路のようになっていまして、常に水が流れているわけではないようなところなので、調査する時点の水の状態にもよるんですけども、ご助言も踏まえて、その計画地近傍の状態が把握できる場所を選ぶことにして、実際に調査のときにはやっていきたいと考えています。

それで2カ所という部分ですけども、図面の中で黒く塗りつぶしている池のようなところがあります。このあたりで水の流れが変わる部分もあって、その流れが変わった後でも最終的なところでやる。

その先に行くと兵田川につながり、琵琶湖につながっていくのですけれども、基本的には事業による負荷が大きいところを評価して、そこでの影響を検討しておけば、その下流側に対する影響も低減していけるだろうというようなところもあって、おおむね事業地の下流側の2カ所ということで、今策定しております。

それと、もう一つの土壌の分析地点ですけども、地質によって大分違うよというお話が出ておりますが、現時点では、代表的な1カ所というような表現をしているのですけれども、やはり目的はどれくらい濁水が出やすい地質なのかということなので、先ほど既存のボーリング調査資料、地質調査結果があるというお話もありましたが、そういったものを準備書段階で分析させていただいて、影響が出やすそうなところの土を採取して分析することを基本的には考えています。

補足ですが、1点目に出ました下水の処理の話についてですが、本編の46ページに大津市の下水の処理区域が表で表されております。

こちら美化センターの排水につきましては、オレンジ色で描かれております水再生センターというところで処理されております。こちらの水再生センターにつきましては成り立ちが非常に古いものでして、大津市で始めた処理場で、流域下水道ではなく大津市の管轄の処理場になっておるのですが、成り立ちが古いということもございまして、当初は合流式で始めたところではあるのですけれども、今順次、分流式に切り替えていくという工事をしておりまして、新設のものにつきましては、当然のことながら分流式で考えると、雨水は基本的には入れないということで考えております。

(委員)文化財でお聞きしたいのですが、124ページで「存在しない」ということですが、それはどういう判断で「ない」と判断されたのですか。これは教育委員会に聞かれたのですか。

(事業者) 教育委員会に直接確認をしたということではないですけども、項目として選定しない理由といたしまして、もう既存施設の事業地の用地の中で、という話であるという意味で選定はしておりません。

(委員) たぶん工事に掛かる前に教育委員会もチェックを入れると思うんですけど、16ページで、既存の施設を改変されますから、これをやられたときに遺跡があっても、たぶん当時はそういう対策を取っていないので、つぶされている可能性もあるということです。それで9ページの地図を見ていただきたいのですが、「新たな焼却場を造るために法面を延長する」と言われましたね、斜めのところを。それで質問ですが、その延長するところの等高線が生きているのかどうか、それをお聞きしたいのです。というか、その当時の尾根が残っているのかどうか。車庫の右下のほう等高線が回っていますよね。

(事業者) これはもともとの現況ですね。
あそこは一部平場が必要になりますので、そこは石積みを撤去しまして、この西側の法面のように法で仕上げていくことを考えております。

(委員) 周知の遺跡でないことは遺跡地図を見たら分かるのですけれども、この場合、たぶんないと思うのですけれども、工事というか、準備書をされる前に、当時の尾根が残っているということで、一度教育委員会文化財保護課に相談されて。

(事業者) こちらは90ページのところには埋蔵文化財の、これは教育委員会に載っています地図ですけども、それが93ページにあるのですけれども、この中を見ますと、今の事業地には何も無いということで示しております。

(委員) この分布図というのは開発とか、そういうのがあればどんどん増えていくのです。ですから、この名神から左側がないというのは、開発が進んでいないだけ、ただそれだけのことなのです。

町の中でも、これは再開発をやれば増えてきます。ですから、これは現時点でのということなので、われわれはこういう遺跡分布図というのは、現時点でのものであるということで、あらゆるところに残っているというのは想定をして対策を立てていただきたい。

特に尾根が残っていますので、これに関して判断するのは教育委員会なので、文化財保護課。やはり一度どうするかということ壊される前に、発掘とか、そういうことではなくて、例えば立ち会いをすとか、そういうことでないということを確認するというのも必要なことです。

(事業者) 了解いたしました。

(委員) それで、例えば「ない」ということであっても、197番に石山寺遺跡がありますよね。これは山のところですが、実は中世に銅鐸が出ているのですよ。「石山寺縁起絵巻」というのがありまして、それに銅鐸が出ている図があるのです。ですから山とは言え、ひょっとしたらこの尾根に銅鐸がという話も、それはほとんどないことなのでしょうけれども、やはりそこら辺は教育委員会と連携されて、ご相談されてということで十分な対処をしていただきたいと思います。

それと近くに東レの工場がありますよね。いろんな分野で大気汚染とかを調べられるのですけれども、ここのものと東レのものは分離というのは可能なのですか。どちらが原因ということも分からないところは出てくると思うのです。

それともう一点、半径1.6km以内ということで調査地点を丸で何点が囲まれているのですが、1号線と名神との間だけで、1号線より湖側の旧の町というか、あそこがほとんど調査対象に入っていないというのはどういう意味でしょうか。121ページですね。121で1.6kmとあるのですが、その後の129ページとか、大気質・気象で、これは1.6kmの範囲に例えば杉浦町とかが入っているのですが、そこはあえてされないということですか。

(事業者) 今の2点に回答させていただきます。

周りの、例えば東レであったりとか、他のいろんな事業所、あとは大気汚染の主な発生源といたしましては、この名神高速道路など、いろんな道路が走っておりますので、どこからどの程度出てきているのかが調査の中で分からないかというご意見ですが、大気の調査で、127ページを見ていただきますと、一般環境の中で粉じんというものを測り、点の一番下、「注2）」のところで塩素イオンというふうに書いているものがありますが、焼却場からが主な発生源というふうに考えられるものも調査をする予定にはしておりますけれども、ただ実際に大きな数字として出てくることはないかなとは考えておりますけれども、焼却場からの影響を見る一つの指標として、そういったものを測る予定はしております。

そしてもう一つ、調査の地点でおっしゃっていただいた、129ページの地点選定の理由、もうちょっと東の湖岸を測られないのかというご意見を頂きましたけれども、調査の地点の選定に関しましては、人家の分布状況とか風向き、あるいは影響が大きくなると思われるところをしっかりと把握できるかどうかという観点で、調査の地点の設定をさせていただきました。1.6kmという範囲に関しましては、最大着地濃度として予想される距離の2倍と設定をいたしておりますけれども、最大着地濃度として予想した数字というのが800mという数字になっております。

その800mといいますのは、現在、ここの環境美化センターをつくる時に自主的にアセスという形で1年間の現地調査、上空の風向、風速等を測定しておりますけれども、そ

のデータを使って800mという数字を出しております。影響が主に大きくなる範囲と考えられるのは1km弱ということですので、この湖岸まで遠い地点ではなく、主に1km弱というところで調査地点は設定をさせていただきました。

あと、もっと遠いところの環境についてですけれども、52ページに事業計画地周辺の大気汚染の常時監視局ということで付けておりますけれども、例えば北に行きますと逢坂局でありますとか、あとは湖岸では膳所局、それぞれ測っている項目は限られるのですが、測定をしているポイントもございますので、こちら離れたところのデータにつきましては、そういった測定もちゃんとしていきたいと考えております。

(委員) 75ページの鳥類のところ、現地調査の大津コースというのが出てくるのですが、この大津コースということが何のことか分からないのですけれども、そのご説明をしてもらえますか。

(事業者) 74ページの冒頭のところ書いておりますけれども、大津市自然環境動物調査という、大津市として別途調査ですけれども、平成21年度にされています。

その中で鳥の調査の部分については、調査範囲というか、調査ルートを何箇所か定めて、そのときに、「この地区の大津コースの調査のときには、どれくらいどんなものがありましたよ」というような、その後の資料の中で表現されている調査ルートの話です。

(委員) 分かりました。誤解がないように明記してください。

そして143ページの動物のところの現況調査計画ですけれども、先生の意見もありましたので、私からそれも含めて。

ほ乳類に関しましては、先生の意見にあるように目視観察、これをやるよりもセンサートラップをしたほうが確実に確認効率を上げられるというのは事実です。今、センサーカメラの精度が非常に高いというのは十分ご存じだと思いますから、それを置けば1週間でも2週間でも撮れるわけなので、1日・2日の現場調査よりもはるかに精度が高い評価ができると思いますので、それは採用をしていただきたいと思います。

それから、この陸生動物全部含めてですけれど、年4回とありますけれど、1回に何日するのかというのが全然書かれていない。だから、例えば鳥類調査でも、2日間連続するのか、1日だけなのかということが分からないので、そこは明記していただきたいということです。

それから、鳥類のところラインセンサスと定点観察法とありますけれども、このラインセンサス等においては、大体事業区域から200mということになっているのですけれども、定点観察においては、どこに定点を置くかで見える範囲は500mぐらいまで軽く見えるわけですね。だから、何を見ようとしているのかというのが不明確なので、そこをきちっと押さえていただきたい。何をということをはきちっと念頭に置いた上で、調査方法

というのは具体化させておくべきだと思います。

(事業者) センサーカメラですね。現時点の方法書の中では、フィールドサイン調査とトランプ調査を中心としたことで想定はしていたのですが、ご指導を踏まえて、そういった方法を入れようということについても検討していきたいと考えています。

(委員) 必ず採用したほうがいいと思います。人が入らなくても、1カ月でも2カ月でも撮れるわけなので、やはり事業対象地域を正確に評価するにはこちらのほうがはるかに精度が高いし、経費も掛かりませんから、先生の意見にあるように、これは検討ではなくて採用すべきだというふうに思います。

(事業者) あと、2点目の調査日数の話です。鳥の調査ですと、その定点は実際のどの辺に置くのだとか、具体的なところが方法書では見えないと。その辺を明確にする必要があるというご意見だったと思います。

方法書の段階では、そこまではまだ具体化していない。概略的な表現をしているところがありますけども、準備書作成に当たって、実際に現地調査に入っていくに当たっては、当然その辺を具体化しないと調査に入れませんので、方法書では見えませんが、その辺の現時点で想定している内容を整理させていただいて、例えば次の審査会のときにご提示させていただくようなことで考えていきます。

(委員) ラインセンサスと定点観察との違い、こんなに狭い範囲なので、明確にしてくださいということです。

(事業者) 分かりました。

(委員) 145ページ周辺の生物および生態系の予測・評価のところ、いずれも予測時期が建設工事中および解体工事中ということで、工事中に限られています。例えば、こういう施設ですので、大気に何か放出されて植生に影響がある、あるいは生物に影響があると一般的には考えがちなわけではないかなと思うのです。

出される大気は非常に空気がすごくきれいなので、予測時期に供用後のことを入れていないということではないかなと思うのですが、実際のところ、大気は、供用後のところが予測・評価の対象となっています。そういった意味で、アカマツの枯れは煙突のせいではないかとかいう話も出てこないとも限りませんので、やはり供用後にどうなのかというのを予測したほうが、例えば、大気の数値とかも踏まえた、予測結果も踏まえた上でどうなのかというのを明記されておかれたほうが無難ではないかと思います。

これに関連しまして、あともう一点ですが、先ほどマツ枯れのことが出ておりましたが、

もう一点、最近、滋賀県のほうとか京都、大阪のあたりにナラ枯れというのが流行ってきています。尾根の下のほうの優占種、優占する大きな高木ですが、それがどんどん枯れていく。

ちょっと見たところ、何となく尾根のほうに、ポツポツと見えているかな、どうかなという状況を先ほど見ていたのですが、それがワッとこの辺とかに広がりだしますと、ちょうど工事の時期と重なったりしますと、もしかしてこの影響で枯れたのではないかといった意見も出ないとも限りませんので、植生の調査、もしくは陸生植物の調査のときにナラ枯れの有無だとか、もしそれが発生して供用後に広がった場合のことを考えて、どのように評価しようかということも含めた上で調査、もしくはその後の調査の方法とかも考えておかれたほうがいいのではないかなと思います。

(事業者)ご指摘ありがとうございます。いずれも、いろんな方が美化センターに、ナラ枯れに関しては排ガスの影響ではないのかとか心配されたり、あとは動物に関しても、皆さんがそう思われるのではないかというご指摘だと思います。

動植物につきましては、直接改変する建設工事というものが一番影響を与えるものだというふうには考えておりますけれども、見る方に誤解のないように伝わるようにはしたいと考えます。

もう一点、ナラ枯れも、供用開始後にそういうのが広がってきて影響、また誤解されるのではないかというご指摘もありました。その点につきましても誤解のないように記載を工夫していきたいと思っています。

ご意見ありがとうございます。

(委員)施設のこの改築後、16ページのごみの搬出入計画では、搬入経路はもう変更がないということですが、搬出入の台数というか、いわゆるパッカー車の往来の数、台数というのは、常識的に考えればごみも将来的に減量ということも想定される。もし想定されるのであれば、もしかすると減るのかなと。あるいは現状維持なのかなというふうに予想されるのですが、どれぐらいの台数を想定されているのでしょうか。

(事業者)すいません。現在ありますのは焼却だけですけれども、年間300日割りで考えますと、大体年間100台強ぐらいの設定になっています。燃やせるごみ自身は減っていますし、減っていくのですけれども、やはりリサイクル施設分の資源ごみが搬入を新たにされますので、その分を一定減りながらなんですけど、加算されますので、今のところ、まだ詳細な評価はしていないのですが、約1割強、110台から120台ぐらいにはなるかなという予想をしています。

(委員)1割の増加。当面は新たに改築が終わると、1割ぐらいの増加だということですね。車の台数といっても、このあたりを見てみましたら、ほとんど名神高速やその側道と

どうか、下道の台数なんか、当然調査結果もこの後のページに載っていますから、それに比べれば無視できるような増加分ですから、住民としてその車、ごみ焼却場に関連する増加分を考えた場合に、そこから影響が、それが発生源となる影響としては排ガス、騒音、それと交通渋滞、子供の通学、近隣のこの保育施設だとか学校のそういった施設なんかも全部ピックアップされていますけども、そういう交通安全上の問題ということが心配はされるのかなと。

でも騒音、振動に関してはおそらく、もうまず数値的に予測値として、1割の台数アップでは影響がないということになるかと思えます。おそらくそういう予測しか出ないと思えます。

搬入経路も当然これの変更がないということは、それ以外の抜け道とかも通らないということですね。抜け道を通るといったこともあり得ないのですね。

(事業者) 主な搬入経路としては、そうですね。

(委員) もしもそういったことがあると、地域住民の感情としては、「通学路なんかを通られたら危ないではないか、交通事故が。」というようなことも考えられますし、排ガスもおそらく通常であれば、1割ぐらまでは数値として予測値にも表れてこないとは思いますが、1割アップとなると、普通に考えた場合に、例えば騒音なんかで1割台数がアップでどれだけ上がるか、そんなものは無視できるというのは、ある程度分かっている人には分かるのですが、住民感情として、説明会に聞きにきた人で、もうごみ焼却炉なんかの近くに住むのは嫌だというような感情を持った人であれば、やはり1割の増加は何か危険性が、あるいは公害の影響が大きくなるのではないかというような、そういうイメージをずっと持たれる方もいらっしゃるのですよね、普通の市民であれば。そのあたりはうまく説明されたほうがいいのかとは思いますが。

例えば税金が1割だとか、消費税が1割アップとなると、もう驚異的なアップですけども、この車の台数の1割アップでどれだけそれが環境へ悪影響を及ぼすのか。それが実質無視できるレベルであったとしても、うまく説明されたほうがいいのかとは思いますが。

(事業者) ありがとうございます。ご指摘のとおり、地域周辺住民さんからは、それは大分言われておりまして、搬入道路、以前からかなり厳しいご指摘をいただいております、この17ページの3ルートあります南1108というのは、昭和63年に建て替えるときに、ごみ専用道路としてつくったという経過があるようなぐらいでして、「1号線から来る車は基本的にはここを通りなさい」というふうにかなり言われております。

それ以後は、名神の側道はきちっと大津インターまで抜けましたので、このルートは毎日昼間でも1万台ぐらい通っておりまして、そこもどうしてもパッカー車が通っており

ですけれども、普通の家庭ごみの委託収集につきましては委託先ですから、「ここを通りなさいよ」というような指定は基本的にしています。許可業者についても、事業系の一般ごみを扱う業者が各事業所から契約して別途来るのですが、その許可業者についても、許可は必ず更新のときがございますので、「基本的に、この3つしか通ってはいけないよ」ということは指導していくように、担当部署にもしておるところです。

あと心配するのはパッカー車ではないのですが、一般の持ち込みごみがありまして、これは軽トラとか乗用車で持ち込んでくる。これについては、まだなかなか把握できていないし、指導もなかなかしにくいのですが、処分するときに必ず廃棄物のコールセンターに問い合わせしてから、そうしたら許可証をもらってから、「どこそこへ持って行ってください」ということを指示しますので、そのときに、「基本的には、このルートで行ってください」ということは指導させていただいておるところです。

あと台数とデシベルとが違うというのもご意見のとおりでございますので、そこは何とか説明をしていくようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

(会長) まだいろいろご意見あると思いますけども、予定していた時間を大分過ぎていますし、事務局でご意見を集められるということになると思いますので、このあたりで、この議題については閉めさせていただきます。

[終了]